

<様式1>

## 毎日小学生新聞記事データの使用許諾に関する覚書

株式会社毎日新聞社（以下「甲」という）と \_\_\_\_\_（以下「乙」という）は、甲が所有する毎日小学生新聞記事データに関して、以下の通りの覚書を結ぶこととする。

### 第1条（データの内容）

「毎日小学生新聞記事データ」（以下「本データ」という）とは、甲によって販売されている毎日小学生新聞全文記事データベース「毎日小学生新聞記事データ集」（\_\_\_\_\_年版）に含まれる新聞記事データのことである。

### 第2条（使用許諾）

甲は乙に対して本データを使用することを許諾する。

### 第3条（権利の帰属）

「毎日小学生新聞記事データ集」の本データに関する著作権法上の権利は甲に帰属する。

### 第4条（使用許諾の範囲）

1. 乙は、使用を許諾された本データを研究目的のみに使用できるものとする。
2. 乙は、甲の書面による許可がない限り、本データ及びそれを複製したもの又はそれを復元することができるデータを第三者に対して、売買、貸与、刊行、配布してはならない。

### 第5条（提供方法）

乙は、甲より販売委託を受けている日外アソシエーツ株式会社を通じて、本データを含むCD-ROMを購入する。

### 第6条（利用者の範囲）

本データの利用者の範囲は、乙個人又は乙の属する課若しくは研究室に限定されるものとする。

### 第7条（知見の発表）

1. 乙は、本覚書に違反しない範囲において、本データを使用して得られた知見に関する研究発表又は成果の公表を行なうことができる。
2. 発表論文には、「毎日小学生新聞記事データ集 nn 版」（nn は年版を表す）を使用したことを明記するものとする。また、提出学会、発表年月日とともに論文の別刷りまたはコピーを1部甲に提出するものとする。
3. 研究成果の公表には、第4条に違反しない範囲において、本データを利用して得られたデータ又は処理プログラムの公開を含むものとする。成果には「毎日小学生新聞記事データ集 nn 版」による成果であることを明記し、乙は成果の公開と同時にその内容を書面により甲に報告するものとする。

**第8条（覚書の有効期間）**

本覚書の有効期限は覚書締結日より1年間とする。期間満了日の1カ月前までに、甲、乙いずれかの書面による異議の申し出がないときは、本覚書は自動的に1カ年延長され、以降も同様とする。なお、乙の属する組織又は乙の所属に変更が生じた場合は、遅滞なくこれを甲に報告し、必要があれば覚書の取り交わしを改めて行なうこととする。

**第9条（秘密保持）**

甲及び乙は、本覚書の締結中はもちろん、終了後も相手方の承諾無しに本覚書の内容を第三者に一切漏洩してはならない。

**第10条（管轄裁判所）**

本覚書に関する一切の訴訟については、東京地方裁判所を管轄裁判所とする。

**第11条（定めなき事項）**

本覚書に定めのない事項が生じた場合は、甲乙は誠意をもって協議し、問題を解決するものとする。

以上、本覚書の成立の証として本書を2通作成し、甲乙記名捺印の上、各1通を保管する。

平成 年 月 日

(甲)

(乙) 住所

機関  
部署  
職名

氏名 \_\_\_\_\_ 印